

平成 23 年度 第 5 回礼文町生物多様性地域戦略策定検討委員会 議事概要

- 日 時 平成 24 年 2 月 7 日（火） 9:00～15:00
- 場 所 環境省北海道地方環境事務所会議室（札幌第一合同庁舎 3 階）
- 出席者 <委員>
宮本委員、河原委員、高橋委員、杉浦委員、愛甲委員、佐藤委員、庄子委員、
八巻委員
<オブザーバー>
北海道地方環境事務所
北海道宗谷総合振興局
<事務局>
礼文町産業課、株式会社ライヴ環境計画

1 副委員長挨拶

- 宮本副委員長より挨拶。

2 議題

① 第 4 回検討委員会の概要

② 戦略案について

- 「礼文島いきものつながりプロジェクト（案）（2012.1.27 版）」の構成にそって、別途配布した佐藤委員、河原委員、村上委員の修正文案の内容を確認しながら、各項目の内容について意見交換を行った。（※佐藤委員、河原委員、村上委員の修正文案の内容が承認されたものについては、本議事概要への記載を省略する。）

（佐藤委員）

- この戦略は生物多様性に関する記述であるため、生物の名称には正式名称を用いるべきである。通称名称を記載する場合は、通称名称と正式名称の記載順序を統一したほうがよい。
- コラム内の文章は、1 文字下げとした方が読みやすい。

[2. 礼文島における生物多様性の現状と課題]

[2-1. 礼文島の生物多様性の成り立ち]

[2-1-1. 概要]

（佐藤委員）

- 6p.の上の図の「亜高山・高山性の自然草原」は「亜高山・高山性の植物群落」としたほうがよい。
- 6p.の上の図の西海岸と東海岸を分ける赤い線については、北部の境界線を東寄り（「浜中」の文字のあたり）にしたほうがよい。礼文岳については、西海岸に含まれるように表現され

ていたほうがよい。

[2-1-2. 礼文島の環境基盤]

- 7p.の右上の図にある「広ぼう」という言葉は一般的に使われるものではない。「幅と長さ」としてはどうか。

(河原委員)

- 11p.の「コラム：礼文一樺戸帯」について、礼文層群と礼文一樺戸帯の関係がはっきりと示されていないように思う。これら全体が礼文一樺戸帯と呼ばれるものである、というような文章を加えてはどうか。
- 「コラム：礼文一樺戸帯」内の図について、着色されている部分の凡例を併記するか、着色部分を消去して地質帯区分を示す線のみ示す、といった表現とすべきである。

(八巻委員)

- 11p.の「コラム：礼文一樺戸帯」について、図を見ると幅 10 数 km ではなく、数 10km あるように見える。数値を再確認すべきである。

[2-1-3. 礼文島のいきものつながりを構成する要素]

(佐藤委員)

- 17p.で用いられている「分布の拡大」といった表現に違和感があり、「生息地の拡大」といった表現に修正した。

(高橋委員)

- 「分布」という言葉は、動物と植物では使い方・ニュアンスが異なるのではないか。動物は移動能力が強く、全体を「分布」と扱うようにしているのではないか。

(事務局)

- 佐藤委員の指摘・修正の内容がわかるように見え消しの状態で、東京農業大学・小林准教授に確認する。

(河原委員)

- 21p.の「原名亜種」については、杉浦委員と相談の上、脚注に説明を加えてはどうか。

[2-1-4. 自然環境保全にかかる区域等の指定]

(佐藤委員)

- 22p.「自然環境保全にかかる区域等の指定」とあるが、「自然環境保全にかかる」、という表現は適切か。
- 「区域」という言葉は一般的に使われるものなのか。「地域」と表現するものもある。どのような表現が適切か。

(八巻委員)

- 日本では「区域」「地域」の用法が統一されていないのではないか。英語であれば“area”が通常であるが、日本語では「保護区域」、「保全地域」、「保全区域」などと変換されており、乱用・混用されている。

- 「保護地域」と表現してしまうと、「保安林」等なじまない項目もある。
- 「生物多様性保全に関わる地域指定」としてはどうか。

(宮本委員)

- 表の中に礼文町の総面積に占める割合を示してはどうか。

[2-2. 礼文島の生物多様性の恵み]

(佐藤委員)

- 24p.の図について、「文化的サービス」の例として挙げられている「高山植物や美しい景観を楽しむトレッキング」は、審美的な要素としての「高山植物と美しい景観」、レクリエーション的な要素としての「トレッキング」に分割してはどうか。
- 24p.の図に挙げられている生物名がひらがな表記となっている。カタカナ表記に統一したほうがよい。

(河原委員)

- 24p.の図のタイトルは、「礼文島の生態系サービスの例」の“の例”を削除し、「礼文島の生態系サービス」としてはどうか。

[2-2-1. いきものつながりの恵みと産業]

(佐藤委員)

- 26p.の6行目にある「景勝地」という表現に違和感があったため、「景観」とした。「自然景観」と表現したほうがよいか。

(河原委員)

- 「景勝」という表現の中には価値観が含まれている。

(八巻委員)

- ここでは“観光的な資源として価値がある”ということを含めた情緒的な表現が適していると考えられる。したがって「景勝地」と表現したほうがよいのではないか。

[2-3. 礼文島のいきものつながりに迫る危機]

(佐藤委員)

- 32p.の図について、「草原や森林の荒廃によるササ地化」となっているが、「ササ地化」もしくは「ササの侵入」と表現してはどうか。

(河原委員)

- 森林もササ地化が進んでいることは事実かもしれないが、ここでは“お花畑の様相”を例に挙げて表現しようとしている。そのことを考えると、森林を含める必要はないと思われる。「ササの侵入」と表現すればよいのではないか。

(佐藤委員)

- 「お花畑の様相を失う」となっているが、お花畑が本来もっている様相を失うことと、お花畑そのものが失われてしまうことの2つを表現するために、「お花畑の荒廃と喪失」として

はどうか。

[2-3. (4)その他の影響]

(佐藤委員)

- 40p.の2)の2段落目に対する河原委員修正文案をもとに、「魚介類や鳥類など野生生物の誤飲による影響、漂着物に含まれる合成化学物質（環境ホルモン）による野生生物への影響、生態系の攪乱、ひいては人体への影響が懸念されます。」と修正してはどうか。

[2-4. これまでの取り組み]

(八巻委員)

- 41p.の前段の文章2段落目について、「行政主導ではなく、〜〜。」となっているが、市民参加で行政は責任を取らない、という姿勢と読み取られかねない。ガバナンスの考え方からは、礼文町だけでなく環境省、林野庁、北海道などを含む関係行政機関が先頭にたって住民、NPO、研究者と連携し協力しあう、という構図が望ましい。したがって、「生物多様性保全のために今後の活動では、ここに策定する生物多様性地域戦略を核にして、関係行政機関だけでなく、住民やNPO、研究者などと一層連携し協力しあうしくみづくりを構築することが不可欠です。」としてはどうか。

[3. 礼文島いきものつながりプロジェクト]

[3-2. 基本方針と基本施策]

(河原委員)

- 「検討します」という表現は、施策等を考えた後その施策を実行する場合もあれば実行しない場合もある、ということを示す。担保されていないものを明確に示すのは難しい、という面もあるが、「施策」という以上は、本来であれば、目標に向けて実行する、という内容や書きぶりとすべきである。

(佐藤委員)

- 「努めます」という表現を用いるにしても、行政として物事を先に進めるのだ、という意味表示となるよう記述することが必要である。

(事務局)

- 目指すべき姿について記述するのであれば、「努めます」・「推進します」という表現のほうが明確となる。
- 施策全般にわたって、「検討します」という表現は基本的に用いないこととする。「努めます」を先に進める方向の最低ラインの表現とし、「推進します」・「実施します」などの表現を用いるよう、事務局で再整理する。

[基本方針 1]

(佐藤委員)

- 基本施策 1-1 について、生物種だけでなく、生態系の把握についてもふれるべきである。
- 「適切な取り組みを実施するための基礎データとなる、動植物リスト（礼文島いきものリス

ト)の作成(礼文島独自のレッドデータブック、外来種含め)や生態系の現状把握を推進します。また、生物多様性の変化を捉えるために必要なモニタリングをはじめとする各種データの蓄積と活用に努めます。さらに、漁業や観光といった生物多様性の経済的側面に関する調査を実施するなど、現段階では十分ではない様々な現状の把握に努めます。」としてはどうか。

[基本方針 2]

(河原委員)

- 1段落目の文章が長いように思う。佐藤委員の修正文案の内容をふまえ、文章を分割してはどうか。

(佐藤委員)

- 「森林や草原は、水源かん養機能や土砂流出防止機能など多くの公益的な機能をもっています。これらは、川を通じて栄養塩類等を海へ供給し、海藻や植物プランクトンを育てるなど、海の生物多様性に寄与しています。したがって、森・川・海の生態系のつながり全体を適正に維持するように、生物多様性の保全に取り組んでいかなければなりません。」としてはどうか。

(河原委員)

- 佐藤委員の修正文案の2段落目について、「限られた生育地」というのは面積だけでなく、環境も含まれると考えられるため、「小面積の」という表現を削除してはどうか。

(佐藤委員)

- 保全・回復・再生とあるが、「回復」をどのように位置づけるべきか。「回復」とは「再生」に含まれるものと考えられるため、「回復」という表現は不要ではないか。

(河原委員)

- 「再生」は失われてしまった箇所に新たに行うという印象、対して「回復」は弱っている・数が減っているなど劣化した植物群落を元の状態に戻す、といった印象がある。

(環境省)

- サロベツの自然再生においては、「回復」は弱っている箇所を手助けして元に戻す、「再生」は既に失われてしまった箇所を元に戻す、としている。回復と再生には、自然の回復力を促すという趣旨も含めている。したがって、保全・回復・再生という並びに違和感はない。

(八巻委員)

- 佐藤委員の修正文案の3段落目「従来は生物多様性保全と関係が意識されなかった低炭素社会の構築・循環型社会の構築」の部分について、文章のとおりだと思うがネガティブな印象を受ける。「生物多様性の保全につながる環境負荷の小さな社会、低炭素社会・循環型社会の構築」としてはどうか。

(佐藤委員)

- 基本施策 2-1 について、種の保存の基本を考えた場合、まず生息域内保全が重要である。加えて生息域外保全を行う、とすべきである。

(高橋委員)

- 生息域内保全が基本ではあることは間違いない。加えて、将来的な高山植物培養センターの機能を考えると、レブンアツモリソウに限らず礼文島内固有の失われる可能性のある遺伝子をレスキューし、保護増殖技術を確立・確保しておく視点も重要ではないか。

(河原委員)

- 基本施策の中では、「生息域内保全を基本とし、生息域外保全を含めた保護対策を講じていく」と位置づけておけば十分である。生息域内保全及び生息域外保全の具体的な内容・方策については、高山植物培養センターを活用する視点も含めて、アクションプランでの位置づけとしておくのが適当ではないか。

(事務局)

- 礼文島版レッドデータブックが作成できれば、アクションプランの1つの方向性として「種の保存」が位置づけられるのではないか。

(河原委員)

- 基本施策 2-2 について、「フェリーターミナルや自然歩道入口における靴底付着物除去マットの設置などの対策」と記述されているが、アクションプランとして位置づけるべき内容ではないか。

(佐藤委員)

- 基本施策 2-5 について、「区域の適正な範囲」の表現の意図がよくわからない。

(事務局)

- 国立公園区域の拡大・縮小という問題ではなく、島の産業や生活との関係もふまえた、本来あるべき範囲を設定してほしい、という意図があり、「区域の適正な範囲」という表現をさせていただいた。

(環境省)

- 国立公園は5年おきに見直しを行い、区域の拡張等も検討することになっている。「法令等に基づく適正な管理・保全を行う」の文章の中には、国立公園区域の見直しの手続きも含まれていると捉えられる。

(八巻委員)

- 『礼文島いきものつながりプロジェクト』を推進するために、財務省所管地などを環境省に移管して国立公園として管理していくようなことまで視野に入れているのであれば、区域の適正な範囲に関して記述されていたほうがよい。

(佐藤委員)

- 区域の変更や再検討、見直しといった視点の記載は必要である。

(事務局)

- 国立公園を例に挙げると、国立公園の範囲そのものだけでなく、礼文島の自然に見合った区

域区分（地種区分）となっているかどうか、という視点もあるのではないかと。制度や土地を所管する関係機関が、礼文島の自然の現状に合った保護地域の範囲や区域設定となっているかどうかを検証し、合っていない箇所があれば合わせる、といった取り組みも必要と考えられる。

（八巻委員）

- 『礼文島いきものつながりプロジェクト』を推進するために必要であれば、保護地域の範囲やその区域区分の適正化を図る、という意味合いを含めることになるのではないかと。

（事務局）

- 基本施策 2-5 については、引き続き委員のみなさんに修正文案の作成をお願いしたい。

[基本方針 3]

（河原委員）

- 前段の文章 1 段落目の文意が取りにくい。「それぞれの立場で」重要性を認識する、というより共通の認識をすることが必要ではないかと。

（八巻委員）

- 文章中の「多様な主体がそれぞれの立場で礼文島の生物多様性の重要性を認識した上で」は「多様な主体が礼文島の生物多様性の重要性を認識した上で」としてはどうか。

（佐藤委員）

- 文章中の「それぞれの役割に応じた取り組みを主体となって進めていく必要があります」は「それぞれの役割に応じて取り組みを進めていく必要があります」としてはどうか。

[基本方針 5]

（河原委員）

- 基本方針 5-2 について、「地域ブランディングに有効な情報の発信と新たな活用」とあるが、企画・開発することと情報発信は別の取り組みではないかと。企画・開発することと情報発信をすることを区別した文章とすべきである。

（佐藤委員）

- 生物多様性を守ることが、結果的に観光の資源になるなどの地域活性化につながる、という考え方を示すことができるとよい。

（事務局）

- 基本施策 5-2 については、引き続き委員のみなさんに修正文案の作成をお願いしたい。

[3-3. 重点施策（アクションプラン）]

（事務局）

- 現状把握のための調査やモニタリングは、ある目的を達成するための 1 つの重要な手法である、と認識している。物事を判断するための情報を集めるために実施して当たり前のものがあり、調査研究やモニタリングをアクションプランの 1 つとして据えるべきか、アクション

プランを推進する上での前提として扱うべきか、ご意見を伺いたい。

(佐藤委員)

- 戦略本文におけるここまでの記述の中で現状把握が不足していることを述べてきた。国民の共有財産として礼文町の生物多様性をどのように守るか、という観点に立つと、やはり現状把握が不足している。礼文町だけが実施するというのではなく、現状把握はアクションプランの1つとして位置づけるべきである。

(八巻委員)

- 礼文島の生物多様性に関して不明なことがまだ多くある。基本施策を実施するために必要なデータ・情報を集めるための行動の1つとして調査研究を位置づけるのであれば、現状把握はアクションプランとして位置づけるべきである。ただし、調査の位置づけや目的を明確にすることが必要である。

(河原委員)

- 現状把握のための調査が生物多様性を保全・管理するために必要なこと、というのは、これまでの記述からも自明である。

(佐藤委員)

- アクションプラン1は「『(仮称) 礼文島いきものつながりプロジェクト推進会議』の設立と事業推進」となっている。この「事業推進」の内容として、生物多様性の現状把握とモニタリングの企画・実施に関する内容が含まれていれば、アクションプラン2で多くを述べる必要はないと思う。アクションプラン1もしくは2において、生物多様性の現状把握とモニタリングを位置づけるべきである。

(河原委員)

- アクションプラン1は、組織づくり・体制づくりについての内容とすべきであろう。

(佐藤委員)

- アクションプラン1が組織について、ということであれば、アクションプラン2に「生物多様性の現状把握とモニタリングの企画・実施」に関する内容を位置づけることになる。

[アクションプラン1]

(河原委員)

- 緩やかな連携組織となっているが、そのような組織で企画や主導体制ができるのか、というのは大きな問題である。

(事務局)

- これまでの取り組みは、行政が主体であり主導であった。今後は参加する個人・組織もそれぞれの責任・使命を負って集まっていただく形を目指すことになるだろう。その組織の性格を考えた場合、大上段に構えたような組織とすれば、個人の参加をどのように考えるか、そもそも組織への参加がなくなってしまうのではないかと、といった懸念から、「緩やかな連携組織」という表現とした。一方で、河原委員のご指摘のとおり、「緩やかな連携組織」で組織の立ち上げが可能なのか、参加者の責任はどの程度なのか、企画力を発揮できるのか、と

いった懸念も感じている。

- 平成 24 年度初めから、まずは関係行政機関を中心にどのような組織とすべきか、という議論を始めようと考えている。「礼文島高山植物保護対策協議会」を発展的に解消してこの推進会議につなげる、との考えをもっている。

(八巻委員)

- 組織づくりを急ぐと不備が生じるため、時間をかけて作りあげていくべきである。
- これから立ち上げようとする組織では、異なる利害をもつ主体の調整をしていくことになるため、プロジェクトを推進する方向性を管理する事務局体制をつくりあげることが重要である（自己組織化）。緩やかな組織であると、何を実施しているのかわからなくなってしまうだろう。
- 礼文町だけでなく、コンソーシアムのような形での体制も考えられる。
- 多様な主体の連携の中では、礼文町・国・市民・研究者、それぞれ実施できることは異なる。今後、関係者の間で、それぞれの役割をふまえた組織づくりについて話し合いを行うべきである。

(環境省)

- 町役場や島の NPO の方とお話をする中で、組織づくりにおける礼文島ならではの難しい問題があるように感じている。
- 民間では多様な人の考え方をまとめることは難しく、しかるべきタイミングでの行政主導の必要性を感じている、とのお話がある。一方で、行政が突出してしまうと今までと変わらず、上からの押さえつけが強くなり、新たな可能性を引き出すことができない現状と、そこからなかなか脱することができない、という面もある。
- 将来的に、町民や NPO が主体となっていくことが望ましいと考えられるが、短期間での実現は難しい。いつまでマネジメントをするべきか、将来的に町民が主体となるのか、あるいは将来的にも行政主体としていくのか等、新しい組織のあり方を決めるためには、長期的な目標を掲げた上で、目標に至るプロセスを話し合う必要がある。

(八巻委員)

- 礼文町や関係行政機関等が突出するというのではなく、新しく作られるであろう“会議”が主導する、という形がよい。各主体が参画する会議の場で熟議して決めたルールに基づき、得意・不得意に応じた役割分担をしながら、組織的に進めていく形である。このような形を視野に入れて検討していく必要がある。
- 今までこのような形での組織づくりの成功事例はなく、確立することができれば「礼文モデル」とも呼べるものになる。

(佐藤委員)

- 観光業、漁業とも生物多様性の恩恵を受けている産業である。これらの産業の関係者も含め、関係者が一同に会して礼文島らしさや礼文島の魅力を常に話し合う場が常に必要である。そのような場がなければ、プロジェクト全体が進まないだろう。
- 一方で、財源の確保や役割分担等実質的な活動をする合議体も必要である。

(事務局)

- 議論の内容から、「緩やかな連携組織」の「緩やかな」は削除する。

[アクションプラン2]

(佐藤委員)

- 見出しの「希少植物の保全・再生」は「生物多様性の調査・保全・再生」とすべきである。

(河原委員)

- アクションプランの中では植物しか扱われていない。植物以外の調査研究が不足している項目の底上げを図るアクションプランの内容とすべきである。
- 希少植物は別格として扱っても良いのではないか。単にリストを作るだけではなく、個体数などの量に関する調査も必要である。それに合わせて絶滅の危険度を評価することも必要となる。その他に、不足している生物相の調査を実施する、というような記載方法ではどうか。

(佐藤委員)

- 「レブンアツモリソウ保護増殖事業の継続」は「レブンアツモリソウ保護増殖事業の継続とその他の希少植物の生息域外保全」とし、高橋委員が発言していた高山植物培養センターを活用した遺伝子レスキューのような内容も含めてはどうか。この部分については、文案を再検討する。
- 「ササの拡大抑止対策」について、ササには自然植生もあり、「ササ」と一括りにして対策を考えることは危険である。それぞれの箇所におけるササの侵入による変化を証明する必要がある。
- サロベツでは排水して乾燥したためササが侵入するようになった。また、五色ヶ原では以前に比べ雪解けが早くなり、地形的に凸で雪が少ないところ、雪が早く溶けるところから侵入しやすい状況がみられる。
- 礼文島においては、高山草原にササが侵入したことを証明できる場所であれば、刈り払い等の手を加えてもいいと判断できる。一方、礼文島の東海岸では植林事業が実施され、稜線近くまで筋刈りが行われているが、筋刈りした箇所には帰化植物が侵入し、西海岸の草原に侵入する帰化植物の温床のようになっている。このような場合はササで覆われている方がよいと考えられる。したがって、風の当たらない箇所だけで森林を回復させるのはよいが、それ以外の箇所でササを刈り払うのは危険な場合もある。
- 桃岩から元地灯台の間などで小規模に試験的にササを刈り払ってみて、イブキトラノオ等の自然草原に回復していくかどうか、帰化植物が侵入しないかどうかを確認する等、小面積での試験研究を実施する必要がある。もう1つはレブンアツモリソウ自生地あたりであるが、元々畑や草原であった箇所にササが侵入してきている。ササを刈り払って帰化植物は侵入せず、レブンアツモリソウの数が増えてくれるとよい。局所的に小規模な試験研究を行い、目的を明確にすることから始めるササ対策としたほうが無難と考えられる。
- 風向きによっては刈り払った後に侵入してくる植物が異なると考えられる。東向きの箇所では帰化植物が侵入しやすいと思われるが、西向きの箇所では風が吹き付けること等によって高山植物が回復するかもしれない。

(河原委員)

- ササの拡大抑止対策については、どの程度の面積のササを刈り払うと帰化植物が侵入する可

可能性があるか、効果的な刈り払いの頻度や時期等に関する基礎試験が必要な段階である。試験的な部分や技術開発的な部分の位置づけを含めるべきである。

(事務局)

- アクションプラン2全般について、引き続き佐藤委員に修正文案の作成をお願いしたい。また、「ササの拡大抑止対策」については、試験研究の視点を含めて河原委員に修正文案の作成をお願いしたい。

[4. 戦略の推進]

[4-1. 推進体制]

[4-1-1. 『(仮称) 礼文島いきものつながりプロジェクト推進会議』の設立]

(事務局)

- 佐藤委員の修正文案について、2段落目に「順応的管理」についての解説が記載されており、事務局が作成した原案では表現しきれていなかった非常に重要な考え方が含まれている。しかし、『(仮称) 礼文島いきものつながりプロジェクト推進会議』の項目で記載するより適した項目があるように感じている。例えば、既に順応的管理について触れている「基本方針2」で、本文中に記載するもしくはコラムとして扱う形はどうか。

(佐藤委員)

- 作成した「順応的管理」に関する文章は、この部分に記載すべきではない内容と認識しているが、事務局原案の文章中に「順応的管理」という表現があったため、あえてこちらに記載した。真の意味での順応的管理とは言えない場面で順応的管理という言葉が用いられるようになっていたためである。事前の十分な現状把握と予防原則による予防策を講じることが基本であり、本来の順応的管理にはこの考え方が含まれている。

(河原委員)

- 本来の順応的管理には、事前に仮説検証があり、そのためのモニタリングを実施して検証するというサイクルがある。本当に順応的管理を行う場合には、通常よりも費用がかかり、常設的な委員会を開き、常に検討していくことが必要となる。

(佐藤委員)

- この文章では、事前には現状把握を行い、予防原則に基づく各種対策を検討し、事前にも事後にも真の意味での順応的管理を行う、という内容を記載しておけばよいと思う。
- 「順応的管理」に関する文章は、「予防原則と順応的管理」というタイトルで、しかるべき箇所にコラムとしては記載してはどうか。

(事務局)

- 佐藤委員に作成していただいた修正文案2段落目の順応的管理に関する文章はコラムとして扱うこととし、「基本方針2」の中に配置する。

[4-1-2. 各主体の役割]

(佐藤委員)

- 本来は積極性が現れる表現を用いることが望ましいが、財政との関係もあり書きぶりを工夫する必要がある。

(八巻委員)

- この戦略は、“礼文島における”戦略であり、対象とする範囲も具体的で、利害関係者・主体も明確であることから、各主体が担うべき役割はほぼ共有されていると言える。したがって相応の書き方があるだろう。

(佐藤委員)

- 国や北海道レベルでは、事務局原案に示されているような主体に分けて、それぞれの責務を記述していくことになるが、礼文町の場合は、各主体の立場に応じた責任をもちながら、推進会議の中で一同に集まって意見交換し、合意形成を図っていく、といった書きぶりのほうがよいかもしれない。この項目の前段となる文章として、アクションプラン1に結びつく形にすると具体的になる。

(宮本委員)

- 佐藤委員修正文案の「(1)町民」の文章の中で、「地域に限られた固有種など」という表現があるが、礼文島の場合、固有種と呼ばれるものは少ないと思うが。

(佐藤委員)

- 「地域に限られた固有種など」の部分を削除した方がよい。

(河原委員)

- 「(3)事業者」について、観光業者を意識したような文章となっているが、事業者の中には土木・建設業者やフェリー等も含まれる。「持ち込まない」ことに関する記述、ルールの遵守といったニュアンスを加えたほうがよい。

[5-3. 財源の確保]

[5-3-2. 新たな財源確保の方策の検討]

(八巻委員)

- 1つ目の項目について、4行目の「国立公園や園路の「利用料・入園料」といった利用者への直接負担、さらには、広く負担することのできる「入島税」「宿泊税」といった別立ての財源確保を検討する必要があります。」とあるが、「入島税」「宿泊税」を強調しているようにも読める。文章中の「さらには」という表現を「あるいは」としてはどうか。

[資料編]

(佐藤委員)

- 植物相のリストに学名を記載する必要があるか。植物相以外のリストには学名の記載はない。

(河原委員)

- 学名は記載したほうがよい。特に、外来植物の和名は確定していないものが多く、何を指すのかがわからないものが多いため、学名を記載すべきと思う。

(佐藤委員)

- 学名を記載する場合、命名者は必要か。

(河原委員)

- 命名者も記載したほうがよいと思う。

(佐藤委員)

- 学名のチェック・修正を行うため、事務局から希少植物及び外来植物リスト（学名付き）とともに、現在のリストで記載している学名の出典を教えてください。
- 河原委員と高橋委員に学名の最終チェックをお願いしたい。

(河原委員)

- 外来植物について、通称として使われている名称をカッコ書きで記載したほうがよい。例えば、ヒレハリソウ（コンフリー）やオオアワガエリ（チモシー）等。
- 鳥類について、亜種だけ特出ししているところがあり、統一されていない印象である。
- 希少植物や外来植物のリストとの統一感をもたせるために、鳥類についても学名を記載すべきである。学名は「日本鳥類目録改訂第6版」に拠ればよい。

(佐藤委員)

- 学名欄を設けるために、IUCN・種の保存法・天然記念物をまとめて備考欄とする等としてはどうか。

③ その他

(事務局)

- 今回の検討委員会での指摘内容を反映させた戦略案をできるだけ早く作成し、みなさんにお配りする。その案に対する最終的な意見の集約等は2月17日を目処としたい。

3 副委員長挨拶

- 宮本副委員長より閉会の挨拶。

以上